

判決年月日	平成 2 5 年 3 月 2 7 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）10284号		
○発明の名称を「強筋肉剤，抗炎症剤」とする発明について，引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができるとした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

1 本件は、原告が、発明の名称を「強筋肉剤、抗炎症剤」とする発明について、特許出願をしたが、拒絶査定がなされたため、これに対する不服審判請求（不服 2 0 0 9 － 1 3 5 1 7 号事件）をし、特許庁が、平成 2 4 年 2 月 2 9 日付けで拒絶理由通知をしたところ、原告は、手続補正をしたが（本件補正）、特許庁が、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたため、その審決取消を求めた事案である。

審決は、本願発明は、引用発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができないというものである。

2 裁判所の判断

裁判所は、本願発明と引用発明の相違点 2 に係る容易想到性について、概要、次のように判示して、審決を取り消した。

引用例 1 記載の発明は、美肌作用やアトピー性皮膚炎、湿疹、皮膚真菌症、色素沈着症、尋常性乾癬、老人性乾皮症、老人性角化腫、火傷などの皮膚疾患の改善作用、発毛促進作用、発汗促進作用、消化液分泌促進作用、利尿作用、便通促進作用等の生体活動の改善や、人体機能の発現に関与する物質群の補給システムを中心とした生体活動の更なる改善手段（生体に有害な環境ホルモンなどの体外への排出を高める作用も含む。）を提供することを課題とし、体内から体外に向かって形成された水の流れを媒体とした人体機能の発現に関与する物質の能動的な移送を真の目的とする津液作用と、酸素、栄養などのエネルギーを中心とする補給の活性化作用である補血及び活血作用が、同時に促進されることが、人体にとって極めて有用であることから、津液作用を有する生薬のエッセンス及びその活性成分から選ばれる 1 種ないし 2 種以上と補血・活血作用を有する生薬のエッセンスから選ばれる 1 種ないし 2 種以上とを組み合わせる使用することにより、上記課題を解決するものであることが認められる。また、引用例 1 には、実施例においてシムノールサルフェート、ダイズイン等を含む健康食品で、環境ホルモンの排出が促進されたことが記載されるが、アルツハイマー病、加齢による認識記憶喪失、痴呆、喘息、心臓疾患、運動障害、運動麻痺及び筋肉の引きつり等に対する効果を示唆する記載はない。

一方、引用例 2 ないし 4 には、大豆イソフラボン等が、アルツハイマー病、加齢による認識記憶喪失、痴呆、喘息及び心臓疾患等に効果があり、甲 6 には、コクダイズが運動障害、運動麻痺及び筋肉の引きつり等に効果があり得ることが開示されているといえる。しかし、引用例 2 は、COX-2、NFκB、ならびに COX-2 および NFκB の両者の生合成阻害剤であるフラ

ボン化合物を開示するもの、引用例 3 は、ダイズ、および、その他、クローバーなどの植物の成分であるイソフラボノイドを単離したものを、アルツハイマー型痴呆、および加齢に伴うその他の認識機能低下を治療および予防するために使用することを特徴とする発明を開示するもの、引用例 4 は、イソフラボン、リグナン、サポニン、カテキン、および／またはフェノール酸を、栄養補給剤としてまたはより伝統的なタイプの食物中の成分として各自が摂取する便利な方法を提供する発明を開示するもの、甲 6 は、コクダイズの成分、薬効等を開示するものであって、いずれも引用例 1 記載の上記課題と共通する課題、とりわけ、生体に有害な環境ホルモンなどの体外への排出を高める作用について記載しているとは認められない。

そうすると、引用例 1 に接した当業者は、引用発明に含まれるダイズインが、環境ホルモン排出促進ないしこれと関連性のある生理的作用を有することを予期し、そのような生理的作用を向上させるべく、津液作用を有する生薬のエッセンス及びその活性成分と補血・活血作用を有する生薬のエッセンスを組み合わせることに想到するとは考えられるが、ダイズインが、環境ホルモン排出促進と関連性のない生理的作用を有することにまで、容易に想到するとは認められない。そして、当業者にとって、引用例 2 ないし 4 及び甲 6 に記載されるアルツハイマー病、加齢による認識記憶喪失、痴呆、喘息、心臓疾患、運動障害、運動麻痺及び筋肉の引きつり等に対する効果が、環境ホルモン排出促進ないしこれと関連性のある生理的作用であると認めるに足る証拠はないから、当業者が、引用例 1 の記載から、ダイズインが、上記の各効果をも有することに容易に想到すると認めることはできない。

したがって、引用例 1 には、引用例 2 ないし 4 及び周知の事項を組み合わせ、相違点 2 に係る本願発明の構成とすべき動機づけが示されていないとして、相違点 2 に関する上記審決の判断は誤りである旨の原告の主張は理由がある。